

最高裁秘書第2564号

令和3年8月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年8月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

令和2年度（最情）諒問第44号

2 理由

民間の法律関係の出版社等から裁判例の提供を求められた場合、当該裁判書を保有する裁判所において、裁判書を提供するかどうか判断することになる。

このうち、終局した事件の裁判書は、民間の法律関係の出版社等から依頼を受けた裁判所において、当該裁判書の先例的価値の有無・程度、利用目的等を踏まえ、その都度提供の可否等を判断することになる。また、係属中の事件に関する裁判書については、事件記録中に編綴されている裁判書の提供の可否について、上記の事情に加え、当該事件を担当する裁判体において事務支障がないか等を判断した上で、その都度提供の可否等を判断することになる。したがって、裁判書の提供の可否に関し、統一的な基準は存在しない。

よって、原判断は相当である。